

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

令和元年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(趣旨) <p>第1条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第23条（政令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付けの申請、貸付けの決定の通知、借用書の提出、償還の手続その他貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例（令和元年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>														
(定義) <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子福祉資金 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項各号に掲げる資金をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 法第13条第1項又は第31条の6第1項の規定により母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等貸付申請書に次に掲げる書類を添えて居住地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる母子福祉資金等の種別ごとに、当該右欄に定める書類</p>	(定義) <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 母子福祉資金 法第13条第1項各号に掲げる資金をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 法第13条第1項又は第31条の6第1項の規定により母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等貸付申請書に次に掲げる書類を添えて居住地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる母子福祉資金等の種別ごとに、当該右欄に定める書類</p>														
<table border="1"><thead><tr><th>資金の種別</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	資金の種別	添付書類	[略]		結婚資金	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>資金の種別</th><th>添付書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>[略]</td></tr><tr><td>母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金</td><td>1 令和元年7月31日までに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による認定の請求をした者であることを証明する書類又は児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条第1項に規定する児</td></tr></tbody></table>	資金の種別	添付書類	[略]		結婚資金	[略]	母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金	1 令和元年7月31日までに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による認定の請求をした者であることを証明する書類又は児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条第1項に規定する児
資金の種別	添付書類														
[略]															
結婚資金	[略]														
資金の種別	添付書類														
[略]															
結婚資金	[略]														
母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金	1 令和元年7月31日までに児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定による認定の請求をした者であることを証明する書類又は児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条第1項に規定する児														

		<p><u>童扶養手当証書の写し</u> <u>2 令和元年8月分及び11月分の児童扶</u> <u>養手当の額が確認できる書類</u></p>
(6) [略]	(6) [略]	
2 [略]	2 [略]	
(保証人の資格)	(保証人の資格)	
第4条 政令第9条第1項（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）の保証人（以下この章において「保証人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。	第4条 政令第9条第1項（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第7条第5項の保証人（以下この章において「保証人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。	
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]	
(据置期間の延長)	(据置期間の延長)	
第7条 [略]	第7条 [略]	
	2 政令附則第7条第6項（政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長の決定を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等据置期間延長申請書にその者の前年の所得を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。	
2 局長は、前項の規定による母子福祉資金等据置期間延長申請書を受理したときは、その内容を審査し、据置期間の延長を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長承認決定通知書により、据置期間の延長を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (償還金の支払猶予)	3 知事又は局長は、前2項の規定による母子福祉資金等据置期間延長申請書を受理したときは、その内容を審査し、据置期間の延長を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長承認決定通知書により、据置期間の延長を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金据置期間延長不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。 (償還金の支払猶予)	
第15条の2 [略]	第15条の2 [略]	
	2 借受者は、政令附則第7条第7項（政令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書に母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る児童が在学する学校の長の発行する在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。	
2 局長は、前項の規定による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予決定通知書により、償還金の支払猶予を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。	3 知事又は局長は、前2項の規定による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予決定通知書により、償還金の支払猶予を不適当と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。	

(償還免除)

第16条 法第15条第1項（法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定により母子福祉資金貸付金等の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）借受者の死亡診断書又は借受者が精神若しくは身体に著しい障害を受けたことを証する医師の診断書

（2）[略]

(償還免除)

第16条 法第15条第1項（法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）又は条例第2条の規定により母子福祉資金貸付金等の全部又は一部について償還の免除を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）借受者の死亡診断書、借受者が精神若しくは身体に著しい障害を受けたことを証する医師の診断書又は借受者の前年（償還の免除の申請の日（以下この条において「申請日」という。）の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この条において同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第1項及び第2項の規定により計算した所得をいう。以下この条において同じ。）を証明する書類

（2）[略]

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第2条の規定による償還の免除を行うことができる。

（1）借受者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第1項に定める額に満たないとき。

（2）借受者が死亡したとき。

（3）借受者が国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になったとき。

3 前項の規定により償還を免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる場合 申請日の属する月の翌月から翌年の7月まで（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、その年の7月まで）の間に支払期日が到来する償還未済額の2分の1に相当する額以内の額

（2）前項第2号及び第3号に掲げる場合 申請日の属する月の翌月以後に支払期日が到来する償還未済額の2分の1に相当する額以内の額

4 知事は、第1項の規定による母子福祉資金等償還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の免除を適當と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除決定通知書により、償還の免除を不適當と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（書類の経由）
2 知事は、前項の規定による母子福祉資金等償還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の免除を適當と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除決定通知書により、償還の免除を不適當と認めたときは別に定める様式による母子福祉資金等償還免除不承認決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（書類の経由）

第24条 第16条第1項の規定により知事に提出する母子福祉資

第24条 第7条第2項、第15条の2第2項及び第16条第1項の

金等償還免除申請書は、局長（県外に居住する者にあっては
、県内における最後の居住地を所管する局長。以下この条に
おいて同じ。）を経由しなければならない。この場合において、市（県内の市に限る。次項において同じ。）の区域内に
居住する者に係る母子福祉資金等償還免除申請書は居住する
市の社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（以下この条において「市の福祉事務所」という。）
の、町村（県内の町村に限る。次項において同じ。）の区域内に居住する者に係る母子福祉資金等償還免除申請書は居住する町村の長を経由したものでなければならない。

2 [略]

3 第16条第2項の規定により知事が交付する通知書は局長及び第1項の規定により母子福祉資金等償還免除申請書を経由した市の福祉事務所又は町村の長を、この章の規定により局長が交付する通知書及び請求書は前項の規定により申請書、届出書その他の書類を経由した市の福祉事務所又は町村の長を経由するものとする。

（準用規定）

第44条 第8条、第8条の3第2項、第10条第2項、第11条、
第12条、第15条第2項、第15条の2第2項、第16条第2項、
第17条から第19条まで、第20条第2項及び第3項、第21条第
2項、第23条、第24条、第26条並びに第27条の規定は、寡婦
福祉資金の貸付けについて準用する。

規定により知事に提出する申請書は、局長（県外に居住する者にあっては、県内における最後の居住地を所管する局長。以下この条において同じ。）を経由しなければならない。この場合において、市（県内の市に限る。次項において同じ。）の区域内に居住する者に係る申請書は居住する市の社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（以下この条において「市の福祉事務所」という。）の、町村（県内の町村に限る。次項において同じ。）の区域内に居住する者に係る申請書は居住する町村の長を経由したものでなければならない。

2 [略]

3 第7条第3項、第15条の2第3項及び第16条第4項の規定により知事が交付する通知書は局長及び第1項の規定により申請書を経由した市の福祉事務所又は町村の長を、この章の規定により局長が交付する通知書及び請求書は前項の規定により申請書、届出書その他の書類を経由した市の福祉事務所又は町村の長を経由するものとする。

（準用規定）

第44条 第8条、第8条の3第2項、第10条第2項、第11条、
第12条、第15条第2項、第15条の2第3項、第16条第4項、
第17条から第19条まで、第20条第2項及び第3項、第21条第
2項、第23条、第24条、第26条並びに第27条の規定は、寡婦
福祉資金の貸付けについて準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。